

EMPOWERING DIGITAL WORKPLACES 開発パートナープログラムサービス利用規約

第1条（目的）

1. EMPOWERING DIGITAL WORKPLACES 開発パートナープログラムサービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、開発パートナー（以下、「甲」といいます。）に対して、株式会社リコー（以下、「乙」といいます。）が提供する EMPOWERING DIGITAL WORKPLACES 開発パートナープログラム（以下、「本プログラム」といい、詳細は第2条で定義されます。）の提供条件及び提供内容など、本プログラムに関する基本的事項を定めることを目的とします。
2. 甲が、本プログラムの利用を希望する場合、本規約及び乙が提示する諸条件を確認したうえで、乙所定の申込書により申込むものとします。
3. 乙は、前項に定める甲の申込みに対する諾否について、別途乙の定める方法により甲に通知するものとし、甲乙間における本プログラムの利用に関する契約（以下、「本契約」といいます。）は、乙が甲の申込みに対し承諾をした場合に、その通知が甲に到達した時点で成立するものとします。

第2条（用語の定義）

1. 「EMPOWERING DIGITAL WORKPLACES プラットフォーム」とは、乙の提供するクラウドサービスでコンポーネント、ワークフローアプリ及びサブスクリプション課金型契約管理機能を動作させる基盤環境のことをいいます。乙は、善良なる管理者の注意義務をもって当該サービスを提供するものとし、当該サービスの品質水準は「サービスレベル目標（SLO）」に定めるとおりとします。
2. 「コンポーネント」とは、EMPOWERING DIGITAL WORKPLACES プラットフォーム上で開発されたワークフローアプリの構成要素となるアプリケーションのことをいいます。
3. 「ワークフローアプリ」とは、EMPOWERING DIGITAL WORKPLACES プラットフォーム上で、複数のコンポーネントを組み合わせて開発されたアプリケーションのことをいいます。
4. 「定義・拡張機能」とは、RICOH kintone plus（以下、「kintone plus」といいます。）上の業務アプリケーションの動作を定義する「アプリテンプレート」、並びに kintone plus 自体の機能や動作を拡張するアプリケーション（「プラグイン」や「API による連携サービス」のことを指しますが、これに限らないものとします）をいいます。
5. 「サブスクリプション課金型契約管理機能」とは、EMPOWERING DIGITAL WORKPLACES プラットフォーム上で、サブスクリプション型の課金形態を可能にする契約管理機能のことをいいます。
6. 「EMPOWERING DIGITAL WORKPLACES 契約管理によるサブスクリプション課金型サービス」とは、サブスクリプション課金型契約管理機能を活用して展開されるサービスのことをいいます。
7. 「技術情報」とは、乙が甲に対し提供する第3条第2項第1号、同条同項第2号及び同条同項第3号の情報のことをいいます。
8. 「本プログラム」とは、(i) EMPOWERING DIGITAL WORKPLACES プラットフォーム上でコンポーネントの開発、あるいは、当該コンポーネントを利用したワークフローアプリの開発を支援するプログラム、並びに (ii) kintone plus に対する定義・拡張機能の開発及び検証を支援するプログラム、並びに (iii) サブスクリプション課金型サービスの開発及び検証を支援するプログラムのことをいい、乙は、甲に対し (i) (ii) (iii) いずれかあるいはこのうち複数またはすべて両方の支援サービス（以下、「本支援サービス」といいます。）を提供するものとします。

第3条（本支援サービスの内容）

1. 甲は、本支援サービスの利用にあたり、以下各号に定める契約単位から、いずれか1つを選択するものとします。

（1）会社単位

（2）事業部門単位

会社単位を選択した場合には、同一法人で複数の本契約を締結することはできないものとします。事業部門単位を選択した場合、本契約は、当該事業部門の範囲内でのみ効力を有するものとします。

2. 前項各号の契約に応じて甲が提供を受けることができる本支援サービスの内容は、次のとおりとします。なお、サービス内容及び条件等の詳細については、利用ガイドにて定めるものとします。

（1）EMPOWERING DIGITAL WORKPLACES コンポーネント・ワークフローアプリ開発支援

①技術情報の提供

コンポーネントやワークフローアプリを開発・検証するために乙が必要と判断する技術情報の提供

②開発・検証環境の提供

コンポーネントやワークフローアプリを開発するために乙が必要と判断する環境の提供

③ヘルプデスクサービスの提供

本号①の技術情報及び、コンポーネントやワークフローアプリを開発するために乙が必要と判断するヘルプデスクサービスの提供

（2）kintone plus 用定義・拡張機能開発支援

①技術情報の提供

kintone plus の定義・拡張機能を開発・検証するために乙が必要と判断する技術情報の提供

②開発・検証環境の提供

kintone plus の定義・拡張機能を検証するために乙が必要と判断する環境の提供

③ヘルプデスクサービスの提供

本号①の技術情報及び、kintone plus の定義・拡張機能を検証するために乙が必要と判断するヘルプデスクサービスの提供

（3）EMPOWERING DIGITAL WORKPLACES 契約管理によるサブスクリプション課金型サービス開発支援

①技術情報の提供

EMPOWERING DIGITAL WORKPLACES 契約管理によるサブスクリプション課金型サービスを開発・検証するために乙が必要と判断する技術情報の提供

②開発・検証環境の提供

EMPOWERING DIGITAL WORKPLACES 契約管理によるサブスクリプション課金型サービスを開発・検証するために乙が必要と判断する環境の提供

③ヘルプデスクサービスの提供

本号①の技術情報及び、EMPOWERING DIGITAL WORKPLACES 契約管理によるサブスクリプション課金型サービスを開発・検証するために乙が必要と判断するヘルプデスクサービスの提供

3. 乙は、本支援サービスの履行に係る業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。

第4条（EMPOWERING DIGITAL WORKPLACES 開発パートナープログラムご利用ガイド）

1. 本プログラムの提供区域は日本国内に限定されるものとし、本プログラムの詳細については、EMPOWERING DIGITAL WORKPLACES 開発パートナープログラムご利用ガイド（以下、「利用ガイド」といいます。）に定めるものとします。

2. 乙は、利用ガイドを書面又はウェブサイトで提供するものとします。なお、本契約には、本規約の各条項の他、利用ガイドの記述内容が適用されるものとし、甲は利用ガイドに記載されている一切の事項を遵守します。
3. 乙は、必要に応じて、利用ガイドを改訂することができます。

第5条（年会費及び支払方法）

1. 本プログラムの年会費は10万円とします。
2. 甲は、前項の年会費額に消費税相当額を合算した額を、毎年、本契約開始月の翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に振込むことにより支払うものとします。
甲は、理由の如何を問わず、一度支払われた年会費の払い戻しを請求することはできません。ただし、乙の責めに帰すべき事由により契約期間満了前に本契約が解除された場合には、残存期間の日数の割合に応じた年会費の払い戻しを請求することができます。

第6条（技術情報の取り扱い）

1. 甲は、技術情報を、本プログラムに必要な範囲内に限って、以下各号の目的でのみ非独占的に利用することができます。
 - (1) 甲が、EMPOWERING DIGITAL WORKPLACES プラットフォーム上において、自らコンポーネント（以下、甲が開発したコンポーネントを「甲コンポーネント」といいます。）を開発すること、及び乙が提供するコンポーネント（甲以外の開発パートナーを「他の開発パートナー」といい、乙が提供するコンポーネントには他の開発パートナーが開発したコンポーネントを含むものとします）又は甲コンポーネントを用いてワークフローアプリ（以下、甲が開発したワークフローアプリを「甲ワークフローアプリ」といいます。）を開発・検証すること
 - (2) 甲が、自ら kintone plus の定義・拡張機能（以下、甲が開発した定義・拡張機能を「甲の定義・拡張機能」といいます。）を開発・検証すること
 - (3) 甲が、EMPOWERING DIGITAL WORKPLACES プラットフォーム上において、自ら EMPOWERING DIGITAL WORKPLACES 契約管理によるサブスクリプション課金型サービス（以下、甲が開発した EMPOWERING DIGITAL WORKPLACES 契約管理によるサブスクリプション課金型サービスを「甲サブスクリプション課金型サービス」といいます。）を開発・検証すること
 - (4) 甲コンポーネント、甲ワークフローアプリ、甲の定義・拡張機能、甲サブスクリプション課金型サービスの修正又は改良をすること
 - (5) 甲コンポーネント、甲ワークフローアプリ並びに甲の定義・拡張機能、甲サブスクリプション課金型サービスの保守及びサポートを実施すること
2. 甲は、甲乙協議により乙が認めた場合、前項各号の一部又は全部を第三者と共同して実施し又は第三者に委託することができます。この場合、甲は、本契約に基づき甲が負う一切の義務（秘密保持義務を含むがこれに限らない）と同等の義務を負わせることを条件に、当該第三者に技術情報を開示し、利用させることができます。なお、甲の委託先が当該義務に違反した場合は、甲がその責任を負うものとします。
3. 甲は、方法の如何を問わず、技術情報を日本国外へ持ち出してはなりません。
4. 甲は、理由の如何を問わず、本契約が終了した場合、直ちに技術情報を乙へ返還し、又は乙の指示に従って技術情報を破棄するものとします。

第7条（本支援サービスの保証）

乙は、本支援サービス及び本支援サービスのもと提供される技術情報、開発環境及びヘルプデスクサービスが、甲の期待する機能、性能及び価値を有すること、商品性及び完全性を有すること、甲の特定の目的に適合すること、並びに第三者の権利を侵害しないことその他一切の事項につき何ら保証するものではありません。甲は、自己の判断と責任において本支援サービスを利用するものとします。

第8条 (ID 情報)

1. 乙は甲に対し、本プログラムの利用に必要な ID 情報を発行するものとします。ただし、運用に関する詳細は利用ガイドに記載のとおりとします。
2. 甲は、ID 情報を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、本支援サービスを受ける際に乙から ID 情報の通知を求められた場合、直ちに ID 情報を通知するものとします。
3. 甲は、ID 情報を紛失し、又はその不正使用が発覚した場合、その旨を直ちに乙へ届け出るものとします。なお、第三者が甲の ID 情報を不正使用したことにより生じた甲の損害について乙は何らその責任を負うものではありません。

第9条 (本プログラムの利用に必要な機器及び通信の負担)

本プログラムの利用に必要なリコー複合機 (本プログラムの提供に必要な仕様を備えた株式会社リコー製デジタルカラー複合機及びその周辺機器をいい、以下、「リコー複合機」といいます。)、コンピュータ、スマートデバイス (ネットワークへの接続機能を備えた携帯情報端末をいいます。以下同じ。) 及び通信機器等の機器 (以下、総称して「必要機器」といいます。) ならびに通信手段は、甲が自己の費用・責任において用意するものとします。

第10条 (データの取扱い)

1. 甲は、甲が保有する必要機器に記録されたデータについて、自己の責任と費用負担において自ら修復可能なようにバックアップ等適切な処置を講ずるものとします。
2. 乙は、前項のデータが、滅失、毀損もしくは漏洩した場合または滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、その結果甲または第三者に発生した直接もしくは間接の損害について、その原因の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとします。

第11条 (開発申請)

甲は、甲コンポーネント、甲ワークフローアプリ並びに甲の定義・拡張機能又は甲サブスクリプション課金型サービス (以下、これらを総称して「甲開発物」といいます。) を開発する場合、乙に対して、申請書の提出によって、開発の内容を通知するものとし、その詳細は利用ガイドにおいて定めるものとします。

第12条 (甲開発物の取り扱い)

甲開発物の取り扱いについては、甲乙間で別途締結する次の各号の契約にて定めるものとします。

- (1) 「コンポーネント・ワークフローアプリの取り扱い等に関する契約」
- (2) 「定義・拡張機能の取り扱い等に関する契約」
- (3) 「EMPOWERING DIGITAL WORKPLACES 契約管理によるサブスクリプション課金型サービスの取り扱い等に関する契約」

第13条（甲開発物の知的財産権）

1. 甲開発物の著作権は、甲に帰属するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、甲開発物に、乙又は第三者が従前から権利を有する著作物等（本支援サービスのもと提供される技術情報、開発環境、コンポーネント及びワークフローアプリを含むがこれに限らず、これを「乙著作物等」といいます）が利用されている場合、乙著作物等の知的財産権は乙又は当該第三者に留保されるものとします。なお、甲は、本契約が継続する限りにおいて、第6条に定める範囲内で、乙著作物等を利用することができます。
3. 甲は、本支援サービスを通じて乙より提供される技術情報に基づく発明及び考案等について特許などの出願を希望する場合、事前に書面によってその旨を乙に通知するものとします。なお、権利の帰属及び持分の割合などについては、別途甲乙協議にて定めるものとします。

第14条（第三者権利侵害）

1. 第三者の権利侵害等理由を問わず、甲開発物について、第三者から甲に対し訴訟、主張もしくは請求（以下、「請求等」といいます。）がなされた場合、甲は、甲の負担と責任で解決するものとします。
2. 第三者の権利侵害等理由を問わず、甲開発物について、第三者から乙、リコージャパン株式会社（以下、「丙」といいます。）又は本プログラムに参加している他の開発パートナーに対し、請求等がなされた場合、乙は当該請求等発生の事実を直ちに甲へ通知し、甲は、甲の負担と責任で解決するものとします。
3. 前2項に定める第三者の請求等により、乙、丙又は本プログラムに参加している他の開発パートナーに損害（弁護士費用を含む）が生じた場合、甲は、当該損害を補償するものとします。
4. 本条の規定は、請求等が専ら本プログラムを通じて甲に提供された技術情報に起因する場合は適用されないものとします。

第15条（秘密保持）

1. 甲は、本プログラムを通じて乙から甲へ提供される一切の情報（以下「秘密情報」といいます。）を乙の書面による事前承諾を得ずに第三者に開示し、利用させてはならないものとします。ただし、以下各号に該当する情報はこの限りではありません。
 - （1）開示の時点で既に公知となっている情報
 - （2）開示の時点で既に甲が保有していた情報
 - （3）開示後、甲の責めに帰することなく公知となった情報
 - （4）甲が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得した情報
 - （5）甲が乙より提供された情報によることなく独自に開発した情報
2. 本契約の締結に先立ち、甲が本契約を締結する可能性を検討するために乙から甲へ提供された一切の情報は、秘密情報として取り扱われ、前項の規定が適用されるものとします。
3. 本条の規定は、本契約の終了後、3年間効力を有するものとします。

第16条（個人情報の管理）

1. 乙は、本プログラムにおいて甲から受領する情報に個人情報が含まれていた場合、本プログラム提供の目的以外で利用しないものとし、個人情報の保護に関する法律及び乙の個人情報保護方針に基づいて、紛失・破壊・改ざん・漏洩等の危険から保護するための合理的な安全管理措置を講じ、厳重に管理するものとします。
2. 乙は、本プログラムの提供のために必要がなくなった個人情報に関して、一切のコピーを残すことなく、

乙の責任の下で速やかに破棄するものとします。

第17条（本プログラムにおける禁止行為）

1. 甲は、本プログラムの利用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 本プログラムに関わる通信設備への不正アクセス等、本プログラムの運営に支障を来たすおそれのある行為。
 - (2) 本プログラムを利用する権利を第三者に譲渡、担保する行為。
 - (3) 本プログラムを甲自ら利用する以外の目的で使用する行為。
 - (5) 本契約で定める範囲を超えて、本プログラムの全部または一部につき、第三者に対して再販、転売、譲渡、相続、再貸与、レンタル、利用権の設定及び利用許諾（第三者への再利用許諾）その他の行為。
 - (6) 第三者に迷惑、不利益を与える等の行為、本プログラムの提供に支障をきたすおそれのある行為、その他の乙が不相当とみなす行為。
 - (7) 本プログラムに関連するドキュメントやソフトウェアを修正、翻訳、変更、改造、解析、派生サービスの作成、配布する行為。
 - (8) 公序良俗に反する行為。
 - (9) 法令に違反する行為や犯罪行為、それらを幫助する行為、またはそのおそれのある行為。
 - (10) 有害プログラムを含んだ情報やデータを登録または提供する行為。
 - (11) 本プログラムが提供する全てのサービスの運営を妨げる行為、信用・名誉等を毀損する行為、またはそれらのおそれのある行為。
 - (12) 前各号のほか、本プログラム利用上不適切と乙により判断される行為。
2. 乙は、甲が前項各号の一にでも該当した場合、甲の管理する情報やデータ等の削除、本プログラムの停止その他乙が必要と判断する措置を講じる場合があることを甲は承諾するものとします。
3. 前項の場合、甲または第三者に損害が生じた場合でも、乙は、何ら責任を負わないものとします。

第18条（免責）

1. 甲は、甲が本プログラムを利用することを通じて取得し得る情報等の正確性や有用性ならびに甲の情報に関する情報漏洩、セキュリティの安全性及び完全性を保証されるものではないことを承諾するものとします。
2. 乙は、甲の保有する必要機器に記憶されているデータまたは本プログラム上にあるデータが漏洩、毀損または滅失、または第三者による不正利用が発生した場合であっても、理由の如何を問わず何らその責任を負うものではないものとします。ただし、乙の故意または重大な過失があった場合はこの限りではありません。
3. 甲の保有する必要機器にインストールされたソフトウェアが原因で本プログラムが正常に提供できない場合であっても、乙が合理的な協力をもって対応したにもかかわらず設定等ができないときには、乙はその設定等について何ら責任を負うものではないものとします。
4. 乙は、次の各号に定める事項について保証は行わないものとします。
 - (1) 本プログラムが甲の要求水準を満たすこと。
 - (2) 本プログラムがエラーのない安全な状態で中断されることなく運用されること。

第19条（適用除外）

次の各号に該当する場合は本プログラムの適用外とし、乙は、何ら責任を負わないものとします。

- (1) 甲の利用する必要機器の障害に起因する本プログラムの利用不能

- (2) コンピュータウイルス及び不正アクセスによって障害が発生した場合の対応
- (3) 天災地変、戦争・騒乱、ストライキ、行政行為、その他の不測の事故、または甲の故意、過失もしくは不適正な使用によって障害が発生した場合の対応
- (4) 万一不測の事態に備えた、データ等のバックアップ等。
- (5) インターネット接続環境の不具合に起因する障害の対応
- (6) 乙の定める稼働環境の範囲外の機器、PC またはソフトウェアを利用したことに起因して生じた不具合の対応
- (7) 前各号のほか、乙が定める本プログラムの範囲外と判断する作業及び本規約に定める各条の規定に甲が違反したことに起因する作業。

第20条（損害賠償の制限）

1. 乙は、本契約の各条項に従って制限された限度においてのみ、本プログラムについての責任を負うものとします。乙は、本契約の各条項において保証しないとされている事項、責任を負わないとされている事項、甲の責任とされている事項については、一切責任を負いません。
2. 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって本プログラムに関して甲に損害が生じた場合であっても、乙に故意又は重過失がある場合を除いて、その賠償責任は、本プログラムの年会費を限度とします。
3. 乙が責任を負う場合であっても、甲の事業機会の損失、逸失利益、データ滅失、損壊によって生じた損害については、契約責任、不法行為責任その他請求の原因を問わず、いかなる賠償責任も負いません。

第21条（本プログラムの休止）

1. 乙は、必要に応じて保守作業等のために、本プログラムを一時的に休止することができるものとします。
2. 乙は、保守作業を行う場合には、事前に甲に対してその旨を通知するものとします。ただし、緊急の場合には、事前の通知をすることなく本プログラムを休止し、事後速やかに甲に通知するものとします。
3. 第1項に定めるほか、乙は、第三者による妨害行為等により本プログラムの継続が甲に重大な支障を与えるおそれがあると判断される場合、その他やむを得ない事由がある場合にも、本プログラムを一時的に休止することができるものとします。
4. 乙は、本条に基づいてなされた本プログラムの休止によって甲に生じた不利益、損害について責任を負いません。

第22条（解除）

1. 甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、何ら催告を要せず直ちに本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 本契約に定める債務を履行せず、その他本契約に違反し、相当の期間を定めて催告をしたにもかかわらず、なお債務不履行その他の違反行為が是正されない場合
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立てがあった場合、もしくは公租公課を滞納して督促を受けた場合、又は滞納処分により財産の差押えを受けた場合
 - (3) 振出した手形又は小切手が不渡りとなったとき、もしくは手形交換所より銀行取引停止処分を受けた場合
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始及び特別清算開始の申立てがあった場合
 - (5) 事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡する旨の株主総会決議をした場合
 - (6) 解散事由に該当した場合

- (7) 資産・信用状態もしくは事業状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - (8) 監督行政庁により資格の取消、業務の停止等の行政処分を受けた場合
 - (9) 秘密保持について義務違反があった場合
 - (10) 第24条の定めに違反した場合
 - (11) 重大な背信行為があった場合
 - (12) その他契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
2. 甲又は乙は、前項第2号から第10号までのいずれかに該当した場合、直ちに相手方に対してその旨を通知するものとします。
3. 甲又は乙は、本条第1項各号のいずれかに該当した場合、契約解除の有無に拘わらず、相手方に対して負担する一切の金銭債務（本契約に基づく金銭債務に限りません。）につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとします。
4. 甲又は乙は、本条第1項により本契約を解除した場合であっても、その被った損害につき相手方に対し賠償請求することができるものとします。

第23条（権利義務譲渡等の禁止）

甲及び乙は、本契約において明確に定められている場合を除き、相手方の書面による事前承諾なしに、本契約に基づく自己の権利又は義務を第三者に譲渡し又は引き受けさせてはならないものとします。

第24条（反社会的勢力との関係排除等）

1. 甲及び乙は、自己、自己の役員（名称の如何を問わず、経営及び事業に支配力を有する者をいいます。）若しくは業務従事者又は本契約の媒介者が、次の各号の一つにも該当しないことを誓約します。
- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下、これらを総称して「反社会的勢力」といいます。）であること
 - (2) 反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与していると認められる関係を有すること
 - (6) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、本契約の履行が反社会的勢力の運営に資することがないこと、又はその活動を助長する虞がないことを誓約します。
3. 甲及び乙は、次の各号に該当する事項を行わないものとします。
- (1) 反社会的勢力を利用し、又は反社会的勢力に対して資金、便宜の提供若しくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つこと
 - (2) 自ら若しくは業務従事者又は第三者を利用して以下の行為を行うこと
 - ① 詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いるなどすること
 - ② 事実を反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、又は関係団体若しくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること
 - ③ 相手方の名誉や信用等を毀損し又は毀損する虞のある行為をすること

④相手方の業務を妨害し、又は妨害する虞のある行為をすること

4. 甲又は乙は、本契約の他に定めるほか、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、本契約を解除することができるものとします。この場合、甲又は乙は相手方に対して、その名目の如何を問わず、金員の支払その他経済的利益の提供の義務を負担しないものとします。
5. 甲は、第6条第2項に基づき第6条第1項各号の一部又は全部を第三者と共同して実施し又は第三者に対して委託する場合、当該第三者（これらが数次にわたるときは、その全てを含みます。以下、総称して「再委託先等」といいます。）が現在及び将来にわたって本条第1項及び第2項に該当しないこと、並びに第3項各号の行為を行わないことを誓約します。
6. 甲は、甲と再委託先等との契約において、前項を遵守させる旨及びそれに違反した場合には当該契約を解除できる旨を含む契約を締結するものとします。また、再委託先等が前項の誓約に違反した場合、甲は、直ちに甲と再委託先等との契約を解除し、又は契約解除のための適切な措置を取らなければならないものとします。

第25条（本規約の変更）

1. 乙は、理由の如何を問わず、本規約の全部または一部を変更することができるものとします。この場合、本プログラムの提供条件は、変更後の本規約によるものとします。
2. 乙は、前項により本規約を変更する場合には、変更の1ヶ月前までに、乙のウェブサイトその他の乙が適切と判断する方法により、次の各号に定める事項を周知するものとします。
 - (1) 本規約を変更する旨
 - (2) 本規約変更後の本規約の内容
 - (3) 変更後の本規約の効力発生日
3. 変更後の本規約の効力発生日以降に甲が本プログラムを利用したときは、甲は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第26条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日から起算して1年間とします。ただし、当該有効期間満了日の3ヶ月前までに甲又は乙から書面による本契約終了の意思表示が相手方に到達しないときは、本契約は同一条件をもってさらに1年間有効に継続するものとし、以後も同様とします。なお、本契約終了後といえども、第7条、第10条、第13条乃至第20条、第21条第4項、第22条第3項、第22条第4項、第28条及び本条本項の規定は有効に存続するものとします。

第27条（協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈について疑義が生じた場合、その都度、甲乙協議の上友好的に処理解決するものとします。

第28条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約の成立、効力、解釈及び権利の得喪についての準拠法は、日本国法とします。
2. 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

(附則)

本規約は、2025年2月1日から適用されるものとします。